

第六十五号様式(第十条の二十一関係)(A4)

認定取消申請書
(第一面)

建築基準法第86条の5第2項の規定による認定の取消しを申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 様

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】
【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【2. 既認定番号等】
【イ. 認定番号】
【ロ. 認定年月日】

【3. 建築物の数】

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※認定取消番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の番号】

【2. 地名地番】

【3. 住居表示】

【4. 都市計画区域及び準都市計画区域内外の別】

☐都市計画区域内

☐準都市計画区域内

☐都市計画区域及び準都市計画区域外

【5. 防火地域】 ☐防火地域 ☐準防火地域 ☐指定なし

【6. その他の区域、地域、地区又は街区】

【7. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【8. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () () ()

(2) () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【9. 主要用途】 (区分)

【10. 建築面積】

【イ. 建築物全体】

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

【ハ. 建蔽率】

【11. 延べ面積】

【イ. 建築物全体】

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

【ホ. 認定機械室等の部分】

【ヘ. 自動車車庫等の部分】

【ト. 備蓄倉庫の部分】

【チ. 蓄電池の設置部分】

【リ. 自家発電設備の設置部分】

【ス. 貯水槽の設置部分】

【ル. 宅配ボックスの設置部分】

【ヲ. その他の不算入部分】

【ワ. 住宅の部分】

【カ. 老人ホーム等の部分】

【ヨ. 延べ面積】

【タ．容積率】

【12．建築物の数】

【13．附属自動車車庫の床面積等】

【イ．建築物に附属する自動車車庫の床面積の合計】

【ロ．建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積】

【14．備考】

(第三面)

建築物別概要

【1. 建築物の番号】

【2. 敷地の番号】

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 主要構造部】

- ☐ 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)
 - ☐ 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)
 - ☐ 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
 - ☐ 準耐火構造
 - ☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)
 - ☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)
 - ☐ その他
-

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- ☐ 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
 - ☐ 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
 - ☐ 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
 - ☐ 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
 - ☐ その他
 - ☐ 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
-

【6. 建築基準法第61条の規定の適用】

- ☐ 耐火建築物
 - ☐ 延焼防止建築物
 - ☐ 準耐火建築物
 - ☐ 準延焼防止建築物
 - ☐ その他
 - ☐ 建築基準法第61条の規定の適用を受けない
-

【7. 階数】

- 【イ. 地階を除く階数】
 - 【ロ. 地階の階数】
-

【8. 高さ】

- 【イ. 最高の高さ】
 - 【ロ. 最高の軒の高さ】
 - 【ハ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 ☐有 ☐無
 - 【ニ. 適用があるときは、特例の区分】
 - ☐道路高さ制限不適用 ☐隣地高さ制限不適用 ☐北側高さ制限不適用
-

【9. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 2欄は、取消対象区域において、直前に受けた建築基準法第86条第1項若しくは第2項又は同法第86条の2第1項の規定による認定に係る認定番号及び認定年月日を記入してください。
- ③ 3欄は、取消対象区域内に現に存する建築物の数を記入してください。
- ④ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、取消対象区域内の敷地ごとに作成してください。
- ② 1欄は、敷地ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ③ 住居表示が定まっているときは、3欄に記入してください。
- ④ 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。
- ⑤ 5欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ⑥ 6欄は、建築物の敷地が存する4欄及び5欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ⑦ 7欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑧ 8欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑨ 8欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑩ 8欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑪ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、8欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑫ 申請区域内の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、8欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度

を記入してください。

- ⑬ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、8欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑭ 9欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑮ 10欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、10欄の「イ」と同じ面積を記入してください。
- ⑯ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。))の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。
- ⑰ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑱ 11欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」か

ら「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、8欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

- ⑮ 8欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ハ」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、取消対象区域内の建築物ごとに作成してください。
- ② 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ③ 2欄は、第二面の1欄に対応する番号を記入してください。
- ④ 4欄は、「耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)」、「耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)」、「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)」（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」（同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 5欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、4欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 6欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の2第1号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」（同条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 8欄の「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 8欄の「ニ」は、建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物

については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑨ 建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、9欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。